























## II 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 203,175,626 株 (自己株式 8,784 株を除く)
- (3) 株主数 33,794 名
- (4) 上位 10 名の大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
清川 浩志	65,818	32.39
株式会社レゾンディレクション	14,700	7.24
吉丸 昌宏	9,220	4.54
澤田 秀雄	8,643	4.25
大都長江投資事業有限責任組合	7,013	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,307	2.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT CEO MICHAEL O' GRADY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,983	1.47
株式会社ファミリーショップワタヤ	2,210	1.09
前田 哲治	1,516	0.75
宝天 大同	1,474	0.73

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (8,784 株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

- 2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	清川 浩志	株式会社レゾンディレクション 代表取締役 株式会社キムラタンエステート 代表取締役
常務取締役 (財務担当)	木村 裕輔	上海可夢樂旦商貿有限公司 董事長 株式会社キムラタンリテール 代表取締役 株式会社キムラタンフロンティア 代表取締役
取締役	染川 智香	
取締役	鈴木 孝男	
常勤監査役	岡村 秀信	
監査役	南 靖郎	
監査役	猪塚 良弘	

- (注) 1. 取締役鈴木孝男氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。
2. 監査役南靖郎氏及び猪塚良弘氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役鈴木孝男氏、社外監査役南靖郎氏及び社外監査役猪塚良弘氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金 300 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

### 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	10 百万円 (2 百万円)	10 百万円 (2 百万円)	—	—	4 名 (1 名)
監査役 (うち社外監査役)	11 百万円 (4 百万円)	11 百万円 (4 百万円)	—	—	3 名 (2 名)
合 計 (うち社外役員)	22 百万円 (6 百万円)	22 百万円 (6 百万円)	—	—	7 名 (3 名)

- ① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項  
 取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額15百万円以内とすることで決議いただいております。  
 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額5百万円以内とすることで決議いただいております。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項  
 イ. 当該方針の決定の方法  
 当社は、2021年3月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。
- ロ. 当該方針の内容の概要  
 当社の取締役の報酬については、月例の固定報酬のみとすることとし、取締役の報酬額については定時株主総会において決議された上限額（月額15百万円）の範囲内で、取締役会において総額を決議し、個別の取締役の報酬額については、代表取締役社長に一任することとしております。代表取締役社長は、当社業績、役位、職責等を勘案して個別の取締役の報酬額を決定することとします。

ハ、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が当社業績、役位、職責等を勘案し原案を策定しており、方針との整合性は確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、2022年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長清川浩志に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。保険契約は1年ごとに更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木孝男	当事業年度に開催された取締役会13回（うち定例取締役会は13回）中13回に出席し、これまでの幅広い経験や識見を活かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	南 靖郎	当事業年度に開催された取締役会13回（うち定例取締役会は13回）中13回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
	猪塚良弘	当事業年度に開催された取締役会13回（うち定例取締役会は13回）中13回に出席し、金融機関での経験や識見を活かした専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

監査法人K s L a b.

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19 百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	19 百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第339条第1項の同意を行っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会社法第340条1項に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会が定める会計監査人の選定基準に則り、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を会社法第344条に則り決定します。

### 5. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	409	<b>流動負債</b>	890
現金及び預金	55	支払手形及び買掛金	25
受取手形及び売掛金	54	短期借入金	223
商品及び製品	213	1年内返済予定の長期借入金	324
原材料及び貯蔵品	5	未払金	133
前払費用	10	未払費用	38
短期貸付金	30	未払法人税等	26
その他	42	契約負債	2
貸倒引当金	△2	賞与引当金	8
		その他	108
<b>固定資産</b>	7,219	<b>固定負債</b>	6,570
<b>有形固定資産</b>	6,692	長期借入金	6,145
建物及び構築物	4,036	繰延税金負債	365
工具、器具及び備品	0	その他	59
土地	2,654	<b>負債合計</b>	7,461
		<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	489	<b>株主資本</b>	137
のれん	489	資本金	2,796
		資本剰余金	2,114
<b>投資その他の資産</b>	37	利益剰余金	△4,768
破産更生債権等	9	自己株式	△4
関係会社株式	4	<b>その他の包括利益累計額</b>	12
その他	76	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△52	為替換算調整勘定	12
		<b>新株予約権</b>	17
		<b>純資産合計</b>	168
<b>資産合計</b>	7,629	<b>負債及び純資産合計</b>	7,629

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,547
売上原価		2,434
<b>売上総利益</b>		1,113
販売費及び一般管理費		1,838
<b>営業損失</b>		724
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	0	
助成金収入	2	
受取保険金	19	
その他	15	37
<b>営業外費用</b>		
支払利息	108	
株式交付費	8	
借入手数料	149	
為替差損	28	
控除対象外消費税等	26	
その他	28	350
<b>経常損失</b>		1,037
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	1	
店舗閉鎖損失	1	
本社移転費用	1	
減損損失	6	
貸倒引当金繰入額	39	
貸倒損失	0	
関係会社株式売却損	52	
投資有価証券売却損	0	103
<b>税金等調整前当期純損失</b>		1,140
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	△39	△5
<b>当期純損失</b>		1,134
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		1,134



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社キムラタン  
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.  
大阪府大阪市

指定社員	公認会計士	松岡 繁郎
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	平松 了
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において7億24百万円の営業損失及び11億34百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	440	<b>流動負債</b>	1,846
現金及び預金	35	買掛金	25
売掛金	90	短期借入金	223
商品及び製品	213	関係会社短期借入金	1,017
原材料及び貯蔵品	5	1年内返済予定の長期借入金	324
前渡金	1	未払金	139
前払費用	8	未払費用	21
短期貸付金	30	未払法人税等	23
その他	91	契約負債	2
貸倒引当金	△35	預り金	8
		賞与引当金	8
		その他	52
<b>固定資産</b>	7,623	<b>固定負債</b>	5,920
<b>有形固定資産</b>	4	長期借入金	5,920
建物	4	繰延税金負債	0
工具、器具及び備品	0		
		<b>負債合計</b>	7,766
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	278
<b>投資その他の資産</b>	7,618	資本金	2,796
関係会社株式	2,681	資本剰余金	2,114
破産更生債権等	9	資本準備金	2,114
長期前払費用	4	利益剰余金	△4,627
出資金	0	その他利益剰余金	△4,627
関係会社長期貸付金	4,919	繰越利益剰余金	△4,627
その他	55	自己株式	△4
貸倒引当金	△52	<b>評価・換算差額等</b>	0
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>新株予約権</b>	17
		<b>純資産合計</b>	296
<b>資産合計</b>	8,063	<b>負債及び純資産合計</b>	8,063

# 損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,012
売上原価		1,251
<b>売上総利益</b>		761
販売費及び一般管理費		1,362
<b>営業損失</b>		601
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	0	
助成金収入	0	
受取手数料	3	
その他	3	33
営業外費用		
支払利息	56	
株式交付費	8	
借入手数料	119	
貸倒引当金繰入額	17	
為替差損	11	
その他	17	230
<b>経常損失</b>		798
特別損失		
固定資産除却損	0	
店舗閉鎖損失	1	
貸倒引当金繰入額	39	
関係会社債権放棄損	164	
減損損失	6	
関係会社株式売却損	29	241
<b>税引前当期純損失</b>		1,039
法人税、住民税及び事業税	1	1
<b>当期純損失</b>		1,040

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社キムラタン  
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.  
大阪府大阪市

指定社員	公認会計士	松岡 繁郎
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	平松 了
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2014年3月期より継続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当事業年度において6億1百万円の営業損失及び10億40百万円の当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会への出席及び業務監査等に於いて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号の掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 監査法人 Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 監査法人 Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月6日開催の取締役会において、M&Aを含む不動産投資に必要な資金確保として、第三者割当による新株式発行を決議し、2023年4月24日付で新株式発行を実行されております。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年5月24日

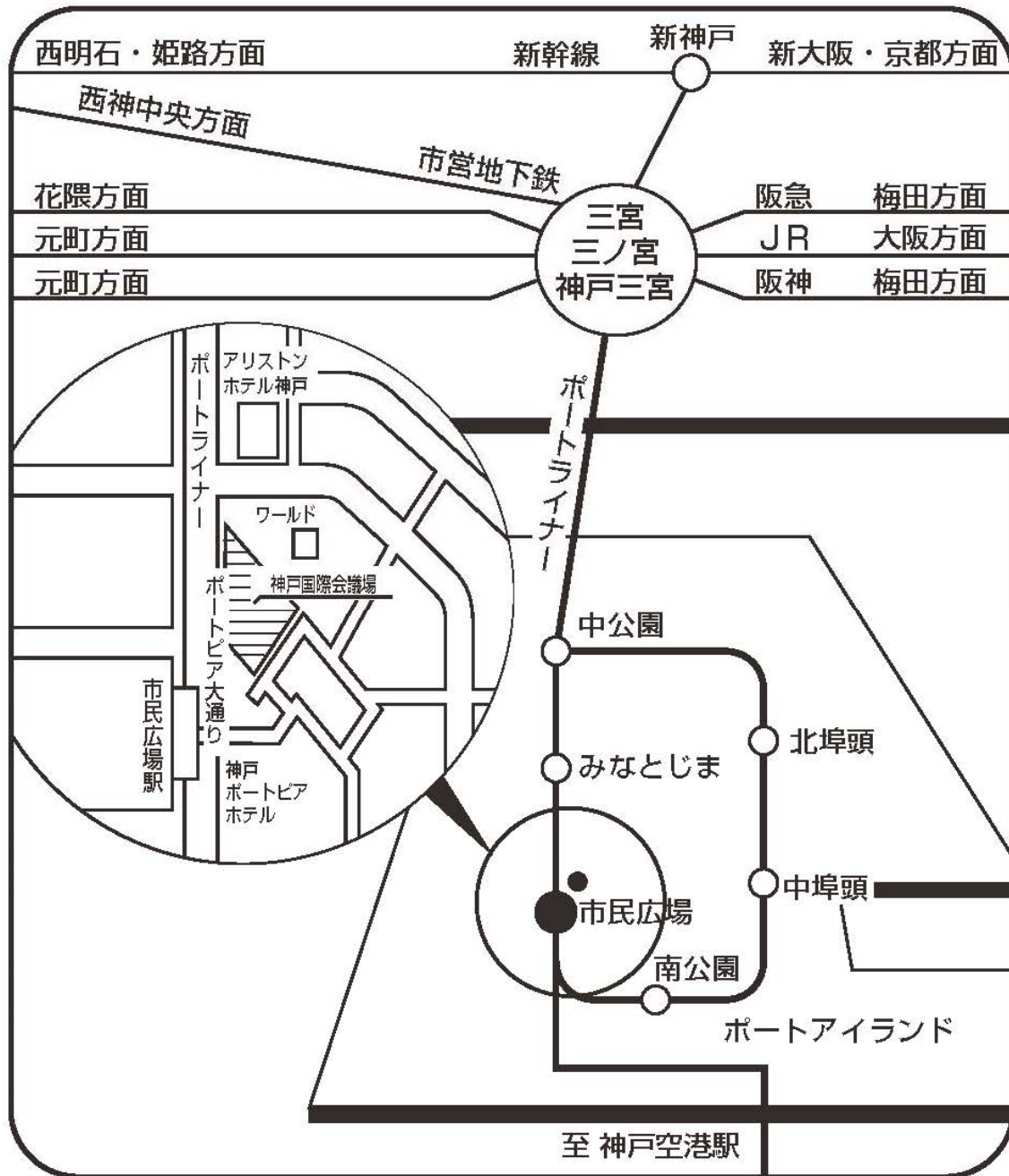
株式会社 キムラタン 監査役会

常勤監査役 岡村 秀信 ㊟

社外監査役 南 靖郎 ㊟

社外監査役 猪塚 良弘 ㊟

## 株主総会会場ご案内図



### 交通のご案内

ポートルライナー「市民広場駅」下車徒歩2分